

岩手県告示第861号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年11月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 岩渕工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字戸田第22地割42番地
    - ウ 代表者の氏名 岩渕孝太郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2126号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月12日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年11月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 道勤建設
    - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町安渡二丁目8番1号
    - ウ 代表者の氏名 道又國男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第3071号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月12日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年11月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 及栄工建
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市小友町20地割29番地
    - ウ 代表者の氏名 及川浩身
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第40096号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月25日付けで建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年11月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 秋柴重機株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町北寺林第7地割350番地
    - ウ 代表者の氏名 大久保弘
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第1782号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月8日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗

装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。